

2024年6月14日
全国港湾23発第115号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長



24春闘(仮)協定に基づく事前協議制度の運営強化に関する取り組み指示

第15回中央執行委員会(6月13日)は、標記(仮)協定の主旨に沿った取り組みを強化すべく、あらためて中央・地区での制度運営に関する内部指示を図ることを確認した。については、各単組・地区港湾において下記の取り組みを推進するよう指示します。

記

1. 組合側の要求と(仮)協定原文、並びに合意に至る協議経過について

- (1) 24春闘(仮)協定3項-(3)=日港協から申請者への回答文書に「港湾運送事業法に基づく適正な料金が完全実施されていることを条件としています」等を付記して、適正料金の収受実施を促す。
- (2) 24春闘要求=事前協議申請書に「産別協定を順守し、履行するための適正料金・適正下払い料金支払う」旨を明記するよう元請け事業者及びユーザー(申請者)に周知し事前協議に当たってはその実行を検証し、申請内容の可否を判断すること。
- (3) 協議経過
 - ① 日港協は、要求の趣旨を理解したうえで、制度改正には及ばないが、事前協議の結果を申請者に報告する際に「なぜこの事案を承認したのか」、「適正な料金を支払いが条件となっている」ことを付記すると回答し、協定案を提示した。
 - ② したがって、日港協の回答の前提には「産別協定を順守し、履行するための適正料金・適正下払い料金の支払い」の考え方がある。
 - ③ よって、ここでいう「料金収受」とは、「届け出料金の収受」や「特認料金の収受」ではなく、「産別協定を順守し、履行するための適正料金・適正下払い料金の支払い」を指しており、これを検証していくことが(仮)協定の主旨である。

2. 以上をふまえ、各単組・地区港湾は次の取り組みを進められたい。

- (1) 中央事前協議会は、本(仮)協定の主旨に沿って、案件を検証し、申請の是非を判断する。
- (2) 各地区港湾は、重要案件・軽微案件ともに、地区事前協議において「産別協定を順守し、履行するための適正料金・適正下払い料金の支払い」が行われていることを検証・確認のうえ、申請の是非を判断されたい。これが履行されていない場合は、中央事前協議会に差し戻すよう措置されたい。
- (3) 各単組は、地区港湾の本取り組みの前進のための縦指示を取り組むこと。

以上